

平成 23 年 10 月 5 日

各 位

更生会社株式会社武富士
管財人 小 畑 英 一

旧役員等及び大株主への訴訟の提起について

本日、東京地方裁判所に下記の訴訟を提起いたしましたので、お知らせいたします。

更生計画案に記載しましたとおり、これらの訴訟において管財人が勝訴し、賠償金等の回収が実現した場合には、当該回収金を第 2 回弁済の原資とする予定です。

記

1. 経営責任調査委員会の調査結果に基づく損害賠償請求訴訟等（2 件）

(1) 平成 22 年 3 月期期末の株式配当に関する旧役員責任追及訴訟

訴 額 約 20 億 2000 万円
相手方 旧代表取締役 2 名

(2) 元会長(創業者)による盗聴事件等に関連して更生会社に生じた損害の賠償請求訴訟、及び元取締役を支払われた顧問報酬の過大部分についての不当利得返還請求訴訟

訴 額 約 2 億 3000 万円
相手方 元会長の相続人 7 名

これらの訴訟は、平成 23 年 6 月 3 日に公表した経営責任調査委員会の調査結果に基づくものです。

2. 創業者等の大株主に対する配当金返還請求訴訟

訴 額 約 129 億 4000 万円
相手方 創業者株主 3 名およびその関連法人 6 社
内 容 更生会社は、これまで収受した利息制限法所定の利率を超える利息を収益に計上して計算書類を作成し、当該計算書類に基づく分配可能額の範囲内で株主に対する剰余金の配当を行ってきました。

しかし、本更生手続において、顧客との間の過去の取引について利息制限法所定の利率による引き直し計算を行い、その結果を反映して分配可能額を再計算したところ、平成 19 年 3 月期から平成 22 年 3 月期までになされた配当は、分配可能額が存在しないにもかかわらずなされた配当であることが判明しました。

そこで、管財人は、弁済原資を最大限確保するため、大株主である創業者およびその関連法人に対し、配当金の返還について定めた会社法 462 条 1 項の規定、または不当利得の返還について定めた民法 703 条の規定に基づいて、上記期間になされた配当金を更生会社に返還させるべく、本件提訴に及んだ次第です。

以上